市川市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

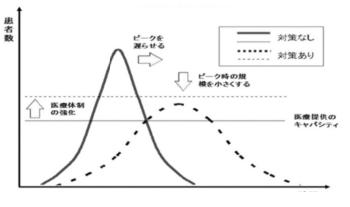
第1章 はじめに (P3~5)

市川市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、市川市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ作成したものである。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 (P6~30)

- ○新型インフルエンザ等対策の目的
 - (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入 能力を超えないようにする。
 - (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・業務継続計画を作成し、市民生活・市民経済の安定に関係する業務の維持を図る。

<対策の効果 概念図>



<被害想定>

項目	市川市			
医療機関を受診す る患者数	約 4.8 万人~約 9.3 万人			
入院患者数	中等度	重度		
	約 2,000 人	約7,400人		
死亡者数	中等度	重度		
	約 630 人	約 2, 400 人		

<発生段階>

発生段階		状態		
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期 (県内未発生期 ~県内発生早期)	国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追え		
		る状態		
	県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態		
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追え		
		る状態		
国内感染期 (県内感染期)	国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなっ		
		た状態		
		※以下の場合もあり得る		
		①県内で患者が発生していない場合		
		②県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
	県内感染期	【県内感染期】		
		県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
小康期	小康期 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態			

第3章 各段階における対策 (P31~52)

	日に0217の27米(1				
	未発生期	海外発生期	国内県内発生早期	国内県内感染期	小康期
	(P31~34)	(P35~38)	(P39~43)	(P44~48)	(P49~52)
対策の考え方	・発生に備えての体制整備	・市内発生に備えての情報	流行のピークを遅らせる	・感染対策から被害軽減策	・流行の第二波に備え第一
	・発生に備えた情報収集と	収集体制の強化	ための感染対策の実施	へ変更	波の評価
	情報提供	・市内発生に備えた積極的	・積極的な情報収集と情報	・積極的な情報収集と情報	・第二波発生に備えた情報
		な情報収集と情報提供	提供	提供	提供
実施体制	市行動計画の策定	・発生した新型インフルエ	・県内等で患者の発生が確	・「市川市新型インフルエ	・状況に応じて、各対策の
	・業務継続計画の策定	ンザ等の特徴等により、状	認された場合等は、「市川	ンザ等対策警戒本部」か	縮小
	・体制整備、国や千葉県と	況に応じて、「市川市新型	市新型インフルエンザ等	ら、「市川市新型インフル	・緊急事態宣言の解除によ
	の連携強化	インフルエンザ等対策警	対策警戒本部」を設置	エンザ等対策本部 (任意設	り、「市川市新型インフル
	・訓練の実施	戒本部」を設置	・状況に応じて、実施体制	置)」への移行の検討	エンザ等対策本部」を廃止
	・状況に応じて、「市川市		を強化		(任意設置による継続も
	新型インフルエンザ等対			■	可能)
	策連絡会」を設置		○政府対策本部長による緊急事態宣言時は、「市川 市新型インフルエンザ等対策本部」の設置		
サーベイランス	・国及び千葉県を通じた情	・国及び千葉県を通じた情	・国及び千葉県を通じた情	・国及び千葉県を通じた情	・国及び千葉県を通じた情
情報収集	報収集	報収集	報収集	報収集	報収集
		・学校等における患者の発	・学校等における患者数の	・学校等における患者数の	・学校等における患者数の
		生状況の把握	把握	把握	把握 (再流行の探知)
情報提供・共有	・継続的な情報提供	・継続的な情報提供	・継続的な情報提供	・継続的な情報提供	・継続的な情報提供
	相談窓口の体制整備	・相談窓口の設置	・相談窓口の体制強化	・相談窓口の体制強化	・相談窓口の縮小
		・市長コメントの発表	・市長コメントの発表	・市長コメントの発表	・市長コメントの発表
まん延防止に関する	・市民への手洗い、咳エチ	・市民への手洗い、咳エチ	・市民への手洗い、咳エチ	・市民への手洗い、咳エチ	・市民への手洗い、咳エチ
措置	ケット等の啓発	ケット等の啓発	ケット等の啓発	ケット等の啓発	ケット等の啓発
		・公共施設等における感染	・公共施設等における感染	・公共施設等における感染	・公共施設等における感染
		対策の検討	対策の実施	対策の実施	対策の実施
			○政府対策本部長による緊急事態宣言時は、外出自 粛・学校等施設の使用制限の要請等		
			<u>'</u> '		
予防接種	・特定接種の準備	・特定接種の実施	・住民接種の準備、実施	・住民接種の実施	・住民接種の実施
	・住民接種の準備	・住民接種の準備			
医療	・県が行う地域医療体制の	・県が行う地域医療体制の	・県が行う地域医療体制の	・県が行う地域医療体制の	・県が行う地域医療体制の
	整備に協力	整備に協力	整備に協力	整備に協力	整備に協力
	・在宅で療養する患者への	・在宅で療養する患者への	・在宅で療養する患者への	・在宅で療養する患者への	・在宅で療養する患者への
	支援体制の準備	支援体制の準備	支援や自宅での死亡者へ	支援や自宅での死亡者へ	支援や自宅での死亡者へ
		・帰国者、接触者相談セン	の対応	の対応	の対応
		ターの周知	・帰国者、接触者相談セン		
			ターの周知		
市民生活・市民経済	・要援護者への生活支援の	新型インフルエンザ等の	要援護者への生活支援	要援護者への生活支援	・要援護者への生活支援
の安定の確保に関す	検討・調整	発生を、要援護者や協力者	・消費者への適切な行動の	・消費者への適切な行動の	・消費者への適切な行動の
る措置	・火葬能力の把握等	に連絡	呼びかけ	呼びかけ	呼びかけ
	・物資、資材の備蓄等	遺体安置施設等の準備	・遺体の火葬、安置	・遺体の火葬、安置	・遺体の火葬、安置
			○政府対策本部長による緊急事態宣言時は、生活必		
			需品等の価格安定の要請等		
			L		